

## 議案説明書

行政経営部 人事課

提出議会：令和2年第7回臨時会

### 1 案件名

議案第124号 佐野市職員の給与に関する条例及び佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正について

### 2 概要

12月に支給する期末手当の額を減額するため改正する。

### 3 理由、趣旨、目的等

人事院勧告等に伴い期末手当の支給割合を改定する。

第1条 令和2年12月期の期末手当支給割合の引下げ(再任用職員を除く。)

一般職員 12月期 1.30月 → 1.25月 ( $\Delta 0.05$ 月)

特定幹部職員 12月期 1.10月 → 1.05月 ( $\Delta 0.05$ 月)

第2条 令和3年6月期以降の期末手当支給割合の分割(再任用職員を除く)

一般職員 6月期、12月期とも 1.275月

(6月期 $\Delta 0.025$ 月、12月期+ $0.025$ 月)

特定幹部職員 6月期、12月期とも 1.05月

(6月期 $\Delta 0.025$ 月、12月期+ $0.025$ 月)

第3条 一般職の任期付職員の令和2年12月期の期末手当支給割合の引下げ

12月期 1.70月 → 1.65月 ( $\Delta 0.05$ 月)

第4条 一般職の任期付職員の令和3年6月期以降の期末手当支給割合の分割

6月期、12月期とも 1.675月

(6月期 $\Delta 0.025$ 月、12月期+ $0.025$ 月)

附則第2項 佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する

条例に附則第3項を加える改正を行い、会計年度任用職員について、次の  
期末手当の特例を定める。

当分の間、期末手当の支給割合に改正があったときは、改正後の支  
給割合は当該改正があった年度においては適用せず、当該年度におい  
ては、改正前の支給割合により支給することとする(改正後の支給割  
合は、改正のあった年度の翌年度から適用する。)。

### 4 その他の事項

施行日：第1条、第3条及び附則第2項 公布の日

第2条及び第4条 令和3年4月1日